

# 法人あなん

Vol. 93  
2025.1



法人会キャラクター けんたくん



株式会社志楽カンパニー いやし亭 心空

那賀郡那賀町和食郷字田野 50-1

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



公益社団法人 阿南法人会

徳島県阿南市富岡町内町164-1

TEL (0884) 23-1055 FAX (0884) 23-3531

<https://hojinkalzenkokuho/jinkalor.jp/anan/>

E-mail:ananhou@shirtoon.ne.jp

法人会  
**消費税期限内納付**

推進運動

# 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

## CONTENTS

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ① 新年のごあいさつ                | ⑨ 納税表彰       |
| 公益社団法人阿南法人会 会長 六車 洋二郎     | ⑩ 法人会事業活動    |
| 新年のごあいさつ                  | ⑪ 税務教育活動     |
| 阿南税務署 略長 高原 良典            | ⑫ 地域社会貢献活動   |
| ② 税に関する作文                 | ⑬ 税務署からのお知らせ |
| ⑤ 税に関する絵はがきコンクール          | ⑭ 徳島県からのお知らせ |
| ⑥ 令和7年歛税制改正に関する掲言（要約）     | ⑮ 表紙の企業紹介    |
| ⑦ 第40回 法人会全国大会 鹿児島大会に参加して | ⑯ 事務局よりお知らせ  |
| 第38回 法人会全国青年の集い 福井大会に参加して |              |

法人会の特徴

いちごプロジェクト



オフィスでも節電にご協力ください。

## 新年のごあいさつ

公益社団法人  
阿南法人会 会長

六車 洋二郎



新春を迎え、会員の皆様に謹んでお慶び申し上げます。旧年中は、阿南法人会の運営及び事業活動に対し格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、阿南税務署並びに関係機関の皆様方には、当会の諸事業を回復した1年であります。一方では急激な円安の影響による急騰、全ての日用品、生活必需品が度重なる値上げによって物価高騰し

新年のごあいさつ  
阿南税務署 署長  
高原 良典

令和七年の年頭に当たり、公益社団法人阿南法人会会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

阿南税務署は、「税のオピニオンリーダー」として「税に強い、税知識の普及や企業の発展を支援し、地域振興に寄与する」ことをモットーに、税金に関する作成や税に関する絵

童の皆さんへの租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、各種講演会や研修会の開催、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げられております。

中でも特筆すべきは、実に22年連続で会員数続増というほかに類を見ない顕著な活動実績を残されており、六車会長の行動力と、役員の皆様方及び会員各位の熱意と創意工夫による「会員増強運動」を積極的に展開された結果であると改めて心から敬意を表する次第であります。

阿南法人会におかれましては、公誠社団法人阿南法人会においては、税に強い、税知識の普及や企業の発展を支援し、地域振興に寄与すべく、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、相談室への講師派遣、小学生の税に関する作成や税に関する絵

年も「税を考える週間」での小学生の税に関する作品コンクールには、多數の小学校より応募作品を提出していただき、未来を担う多くの子供たちが税を身近なものとして捉え、楽しい税金クイズ・1億円の重き体験など、当会の組織基盤強化事業の会員増強運動では、「おれに頼むる珍しいお話を、素晴らしい『絵はがき・作文』を作成し発信していただきました。また、日本銀行徳島事務所や阿南信用金庫にご協力をいただき地域の小学生対象に、「おれに頼むる珍しいお話を、素晴らしい税金クイズ・1億円の重き体験」などのタスクセミナーを実施しました。

当会の組織基盤強化事業の会員増強運動では、事前に組織委員会を中心に行員や金融機関及び関係各位の皆様にお集まりいただき、

会員純増達成目標とした会員増強決起集会を開催し、粘り強く加入勧奨を実施した結果、22年連続純増を達成することができました。この事業は阿南法人会が全国に誇れる事業であり、今後も会員純増を目指し組織基盤の強化に努めて参ります。また、福利厚生制度の推進事業では、厚生委員会を中心に保険受託3社とは更に強いパートナーシップを構築しながら、法人会員ならではのメリットを再度丁寧に説明申し上げるなどの推進活動を実施し、当会の財政基盤の安定化を図っていきます。

私共は、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」を趣旨とし、法人会の事業活動を展開しております。

結びにあたり、会員企業様の益々のご繁栄と会員様のご健勝ご多幸を心よりご祈念を申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして  
おめでとう  
ござります

本年もどうぞ  
よろしくお願い

令和七年 元旦  
申し上げます

公益社団法人  
阿南法人会

会長 六車 洋二郎

副会長 平野 憲吉  
新野 哲朗

谷 下 美恵子  
延 隆久  
外役職員一同



# 税に関する作文

(公社)阿南法人会長賞特道

税の大切さ

同濟中學初級小學校 六年

卷之三

「税金」それはぼくにとつてあまり関係のないものだと思つていました。

ことを学校の租税教室で教えてもらいました。

毎日あたりまえのように使っている教科書や学校それに阿南

市では給食費も半年分税金で支なわれているなど、たくさんのことを利用してもらっていたのです。

全国小中学生ントレーニング大会へ出場するためかんとくといつしょに阿南市長の所へ表敬訪問へ行きました。

初めて市長さんとお会いして、温かい応援の言葉と共に「御賀」をいたしました。

【御賀】は全国大会への旅費として市長さんと市会議員さんが準備してくださったものでした。

家へ帰つておばあちゃんにこの話をすると阿南市に納めたみんなの税金からいたたものだと教えてくれました。

「これが税金」ととてもおどろいたと同時に感謝の気持ちでいっぱいになりました。

まるで阿南市のみなさんが接してくれているようでとても勇気が出できました。  
大切な大切な税金。試合をいつしょりけんめいがんばつて「つでも良い報告ができるようにしたいと強く思いました。  
いつの日かぼくが大人になつて税金がおさめられるようになつた時にはこの感謝の気持ちをわすれずに税への知識をふかめ、きちんと税金を納める人になりたいです。  
みんなの生活やくらしがゆたかで安心してくらせる社会にならうにもっと税金のことをまなんできたいです。

## 税金クイズ

#### 第1回 現在の日本に実際にある税金はどれでしょう？

- ①ワンルームマンション税 ②燃費税 ③犬税

**第2問 消費税、地方消費税の標準税率の正しい組み合わせは？**

- ①消費稅 5.0%、地方消費稅 5.0%      ②消費稅 7.8%、地方消費稅 2.2%



## 受賞

羽ノ浦小学校が、  
租税教育推進校等表彰を  
国税庁長官より  
受賞されました。

答えは17ページの下にあります。

令和6年度

## 税に関する絵はがきコンクール

全国法人会総連合女性部会では、小学生への租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。当会も今年で12年目となり、阿南税務署管内の小学校6年生を対象に募集を行い、16校・402点の応募がありました。9月24日(火)事業研修委員会を開催し、選考基準に基づいて、女性部会部会長賞など優秀作品10点を選出しました。

### 私たちを見守る税金

牟岐町立牟岐小学校 六年  
伊澤 横子

私は、六年生になり社会科で「税金を納めることは国民の義務である」と初めて知った。「えつ」義務ということは私

も納めなければいけないのかと  
考え母に聞いてみた。  
母は笑いながら。

「お菓子やジュースを買った時に8%の消費税を支払っているので、少しは義務をはたしているのとちがうのよ。」

その上本格的に義務をはたすのは働き始めたら納税の義務が出てくることも話してくれた。でも、頭の中は、すつきりしません。そんな私に、身近な税金の使われ方を教えてくれた。

私が通っている牟岐小学校、保育園は、南海トラフ巨大地震や津波から子供達を守るために高台に移転した工事費に税金が使われている事、毎日使う教科書、安い費用で栄養満点の給食に、勉強机やいす、先生方の給食料にも使われている税金。まだまだ、体育館、図書館、プール、父が勤務している消防署、通学路、数え切れない。私が知らなかつただけ、知ろうともしなかった。こんなに私達の周りには税金で暮らしが豊かになるよう使われていたなんだ。

私が支払った消費税がまわりまわって自分に形を変えて応援してくれているなんて、とてもうれしかった。

それだけでなく大切な税金だとわかつてきた。お世話になつている税金、両親は、給料から所得税、車の税金、固定資産税等、たくさん納めている。でも、「損をした」とか、「もつたいない」と言つたことはないと笑いながら話してくれた。

私は「ほつ」とした。安心した。私が将来税金を納める時、義務よりあたりまえのこと自分達だけでなく、誰かのため、全ての人々が幸せに豊かになれるよう、税金のしくみをもっと勉強し、胸を張つて納税したいです。

#### 女性部会 部会長賞



牟岐町立牟岐小学校6年  
後山 ゆい

#### 阿南法人会 会長賞



美波町立日和佐小学校6年  
阿部 衣菜里

#### 阿南税務署長賞



阿南市立吉井小学校6年  
小久見 怜子

#### 佳作



阿南市立西浦小学校6年  
湯浅 夢菜

#### 入選



阿南市立西浦小学校6年  
尾崎 海澄

#### 佳作



阿南市立西浦小学校6年  
桜坂 紗香

#### 入選



阿南市立西浦小学校6年  
松田 月雲

#### 佳作



阿南市立西浦小学校6年  
田村 麻衣

#### 佳作



阿南市立西浦小学校6年  
岡本 朱莉

#### 佳作



阿南市立西浦小学校6年  
田村 麻衣

# 行動する法人会

## 「令和7年度税制改正に関する提言活動」

11月15日(金)、六車会長・若木税制委員長代行・原事務局長が、阿南市役所を訪問し、令和7年度税制改正の実現に向けての理解と支援を求めました。岩佐阿南市長・藤本議会議長・総務部長・税務課長に対し、全法連理事会に於いて決議された「令和7年度税制改正に関する提言」を提出し、税制改正要望の趣旨を説明しました。

### 令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!

## 令和7年度税制改正に関する提言(要約)

### Ⅰ. 基本的な課題

#### 1. 税・財政改革のあり方

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一括改革を進めることが重要である。

#### 2. 財政健全化に向けて

「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定期減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになつた。また、党内には物価高騰などを背景に来年も継続するよう求められる声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策「加速化プラン」として、2028年度までに年間5兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な影響を増税と言える。政府は負担の議論から逃げられない。

(3) 5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「法定剩余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を失っている。日本を取り巻く安全保険環境が厳しさを増す中で、防衛費の増加は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保険のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「互助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要な課題である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担についても、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大額引き上げや賃金上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・障害を抑制する必要がある。

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「互助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要な課題である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担についても、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず脱より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。

### II. 経済活性化と中小企業対策

・着実な賃上げや最低賃金の大額引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原資費や光熱費など、上昇するコストの適正化を実現するほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重視化・効率化」によって可能な限り社会保

めなければならない。

人手不足や陳旧的な管上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要な要素となる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

#### (1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

#### (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例と5%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも、600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となつている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関すること、適用される軽減税率まで引き上がるなどのよう配慮すること。

#### (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

相続特別措置については、公益性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは废止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を充実化して本則化すること。  
① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となつている適用期限を延長すること。

#### ② 少額被相続資産の取得価額の組合算入の特例措置については、物価が上昇していることを踏まえ、取得価額を300万円未満から50万円未満に引き上げることに

#### (4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画による固定資産税特例」等を適用する

に当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(決算期日)が近づいた申請や認定については努力的に対応すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備導入計画による固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となつている中小企業等の設備投資を支援する制度については、適用期限を延長すること。

#### (5) 中小企業の債務負担減除

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の確定源泉税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急進的減税を輸出市場に明記することで義務化された、人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となつていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るために、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

### 2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根柢が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な

相続特別措置については、公益性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、

#### ① 中小企業投資促進税制については、対象設

備を拡充したうえ、「中古設備」を含めるこ

#### とを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となつている適用期限を延長すること。

#### ② 少額被相続資産の取得価額の組合算入の特例措置については、物価が上昇していることを踏まえ、取得価額を300万円未満から50万円未満に引き上げることに

#### ③ 相続税の納稅猶予制度の充実

「贈与の直前において3年以上後日であることを」が挙げられていることから、余裕を持つ事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実現できるよう以下の措置を求める。

#### ④ 税制ではなく免除制度に改める

平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

#### ⑤ 制度の認知度が低いことから、今は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

#### ⑥ 平成29年以前の制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、医療専門家等が相談する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

### 3. 消費税への対応

政府は既減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、医療専門家等が相談する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

#### (1) インボイス制度は導入されたが、今は、引き継ぎ、事業者が混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えることのないように、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の導入防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題となつていて、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

### IV. 災害復興等

これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、想定事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行おう必要がある。

(1) インボイス制度は導入されたが、今は、引き継ぎ、事業者が混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えることのないように、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の導入防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題となつていて、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

### III. 地方のあり方

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を負担し、財政や行政の一環の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強み

を生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成4年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を適用範囲を延長すること。

#### (3) 相続税、贈与税の納稅猶予制度の充実

贈与税の納稅猶予制度の導入者として、贈与の直前ににおいて3年以上後日であることを挙げられていることから、余裕を持つ事業者は事業者に委ねられており、さらに急進的減税を輸出市場に明記する」とが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担が増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となつていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るために、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

#### (4) 既減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、医療専門家等が相談する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

#### (5) 広域行政による効率化について検討すべきこと

既減税率制度(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる参考に株式の評価額を調査する措置を講じること。

#### (6) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本

杜機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術

果樹づくりや人材の育成等、実効性のある改

革を大胆に行う必要がある。そうした中で中

小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要なと認識すべきである。

ある。基礎自治体(人口30万人程度)のさら

なる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる

参考がある。

小企業の事業承継は、寄付先を捐税者の自身自

体に限定するなど、さらなる見直しが求めら

れる。また、必要経費は寄付総額の5割以下

とする基準が設けられているが、より多くの

寄付金が寄付先の地域のために活用されるよ

うに過度な恩礼品競争を排し、事務手数料の

あり方等を含めて制度設計を見直す必要があ

る。

### V. その他

#### 1. 納稅環境の整備

#### 2. 環境問題への対応

#### 3. 税制教育の充実

## 第40回 法人会全国大会

### 鹿児島大会に参加して

10月3日(木) 城山ホテル鹿児島

開会式  
(有)ミートセンターのべ 延 隆久

令和6年10月3日(木) 第40回法人会全国大会鹿児島大会が鹿児島市の城山ホテル鹿児島で開催され、全国から約1,700名が集い、当会からは3名が参加しました。

第1部の大会式典では、主催者を代表して小林栄三全法連会長が挨拶をされました。その後、会員増強・福利厚生制度推進表彰の贈呈が行われ、続いて飯野光彦税制委員長から令和7年度税制改正に関する提言の要約が発表されました。次に昨年度の全国青年の集いにおける租税教育活動プレゼンテーションにて最優秀賞を受賞した長崎県連の佐世保法人会青年部会と健康経営大賞を受賞した沖縄県連の北都新法人会青年部会による報告があり、最後は野坂文雄筆頭副会長の税制改正に関する提言の実現を強く求める大会宣言で締めくくられました。



第2部の記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏が、「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」との演題で講演されました。国内線・



国際線の需要が同時に無くなるという未曾有の経営危機の中、社長として実行した数々の戦略について話されました。

第3部の懇親会は、鹿児島を代表する3M(森伊藏、魔王、村尾)の試飲など美味しい地酒が振る舞われ、大いに舌鼓を打ちました。最後に次回開催地の高知大会での再会を約束して散会しました。

#### 会員増強表彰

- 「最優秀賞」  
会員数増加対前年20社以上
- 「継続を長期間維持している単位会に対する表彰」  
対前年1社以上の継続を3年間継続して維持

## 第38回 法人会全国青年の集い 福井大会に参加して

11月7日(木)～8日(金) サンドーム福井

青年部会 副部会長  
㈱アイティスト 兼 松 武宣

令和6年11月7日(木)～8日(金)に第38回法人会全国青年の集い福井大会が、サンドーム福井にて開催されました。開催1日目は租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞の発表がありました。租税教育活動の発表では四国から高知の幡多法人会青年部会がプレゼンテーションをしました。幡多法人会の発表では、2年間の取り組みやこれから展望などがよく作りこまれていてとても良い発表でした。特に講師の育成に対して、パワーポイントを使って授業をする事で授業の品質の保障と講師のやりやすさを同時に解決した取り組みは当会にとっても今後の講師育成の参考



になりました。また、今大会の新しい取り組みとして、審査方法がQRコードを使いWEBで審査内容や集計を取るようになっており、スムーズな運営に感心しました。

開催2日目は大会式典や記念講演会、大懇親会が開かれ、全国から集まつた会員は2,000名規模とのことで、各法人会の活気と熱量を感じながら、親睦を深めました。午前中には租税教育活動・健康経営プロジェクトをテーマとした会員交流分科会にも参加し、法人会の歴史・組織・理念・行動規範や青年部会の役割、事業のビジョンなどを学びました。これらを参考に、当青年部会の更なる発展に繋げていきたいと感じました。

次回の全国大会は山梨です。令和9年には徳島大会が開催予定ですので、多くの部会員で参加し大会の運営などの学びをみんなと一緒に共有したいです。



令和6年度  
高松国税局長納税表彰受彰

若木 康正氏  
(阿南法人会理事)

若木機工有限会社  
代表取締役会長



令和6年度  
阿南税務署長納税表彰受彰

今治 広行氏  
(阿南法人会理事)

株式会社いまじ  
代表取締役



高原署長、六車会長とともに記念撮影が行われました。

電子申告ア効率UP!  
e-Tax 電子申告・納税システム

e-Tax!なら  
国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続が  
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が  
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等を  
した後に、届出をした預貯金口座  
から、簡単な操作で即時又は  
期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付用端末の登録が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン届出の場合約1週間  
程度、郵便送付の場合約1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得控除及び  
復興特別所得税の申告を  
するとこんなメリットが！

添付書類の  
提出省略  
・ 適付が  
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 e-Tax Q 検索

QRコード

# 事業活動

## ● 決算法人説明会

10・11・12月決算

11月27日(水) 富岡公民館



## ● 決算法人説明会

7・8・9月決算

9月3日(火) 富岡公民館



## ● 新設法人説明会

9月3日(火) 富岡公民館



## ● 支部会員交流会議

研修①

### 「令和6年度 税制改正のあらまし」

### 「自主点検チェックシート(改訂版)」

講師：阿南税務署法人課税部門  
統括国税調査官  
米本 義政 氏



### 「ダイレクト納付について」

講師：阿南税務署管理運営・徴収部門  
統括徴収官  
林 貴裕 氏



研修②

- 川北支部 9月5日(木) 山茂
- 阿南支部 9月9日(月) ホテル石松

### テーマ：『これからの阿南市について』

講 師：阿南市長 岩佐 義弘 氏



- 阿南南部支部 9月10日(火) えもと

### テーマ：『皇都ヤマトは阿波だった』

講 師：一般財団法人 阿波ヤマト財団  
副理事長 笹田 孝至 氏



- 内生谷支部 9月19日(木) もみじ川温泉

### テーマ：『那賀町の現状について』

講 師：那賀町長 橋本 浩志 氏



- 海部支部 9月20日(金) 遊遊NASA

### テーマ：『海部の椎木林業について』

講 師：公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
主任調査役 椎木林業研究会事務局長/環境博士  
柿内 久弥 氏



# 法人会

## ● 健康セミナー 11月1日(金) ダイナックパートナーズ

テーマ:『秋の養生 薬膳＆中医学的  
身体の仕組み何を食べるかーどう食べるか』



講 師:

ビューティフルライフ薬膳/

四国薬膳研究会

認定講師 松下 真寿美 氏

あくあ鍼灸医

院長 山本 有香 氏



## ● 第21回チャリティーゴルフ大会

9月29日(日) コート・ペール徳島ゴルフクラブ



個人優勝

団体優勝 阿南支部



眞岩崎建設  
岩崎 淳一さん

日亜化学工業㈱  
庄 功裕さん

角利フレッシュ阿南  
横手 俊夫さん

日亜化学工業㈱  
岡本 直樹さん

## ● 第2回 理事会

10月24日(木) ホテル石松



## ● 第2回 広報委員会 12月19日(木) 料亭まちだ



## ● 年末調整説明会

11月19日(火) 阿南市文化会館夢ホール



## ● 青年部会視察研修旅行

9月6日(金)~7日(土) 道後温泉本館改修工事視察



## ● 阿南支部視察研修旅行

10月10日(木) 泉良ホテル【関西の迎賓館】本館・世界遺産 元興寺



## ● 女性部会視察研修旅行

11月29日(金) 紫式部ゆかりの石山寺・蘆山寺



# 税を考える週間

11月11日(月)~11月17(日)

## ◆第17回 小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」

11月26日(火)

「税を考える週間」のイベントとして長生小学校6年生17名を招き、阿南租税教育推進協議会との共催による、第17回小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」を阿南信用金庫見能林支店にて開催いたしました。

日本銀行徳島事務所様より、お金に関するクイズや偽造防止のためにさまざまな技術が使われていることを教えていただきました。参加した児童たちは虫メガネを使って新紙幣を一生懸命にぞき込み、日本銀行券の秘密を楽しく学んでいました。また、阿南信用金庫様から模擬紙幣を使ってのお札の数え方を教わり、悪戦苦闘しながら一生懸命挑戦していました。

その後、平野青年部会長より税金クイズと一億円レプリカの重さ体験をしてもらい、金融・税金の大切さを楽しく学んでもらう事ができ、大変有意義な体験学習となりました。お土産として、「税の下敷き」「お札の裁断片」等を渡しました。



## ◆税に関する優秀作品展を開催

11月11日(月)~18日(月)

「税を考える週間」にともない、フジグラン阿南、那賀・海陽・牟岐・美波町役場にて、「税に関する優秀作品展」を行い、作文・ポスター・絵はがきを展示しました。



## ◆税の無料相談会を開催

11月11日(月)

フジグラン阿南  
吉積税理士

相談者数：11名（含非会員8名）



## ◆税の広報活動

11月11日(月)

フジグラン阿南で女性部会員と阿南税務署職員が買い物に訪れる人たちにe-Tax推進のチラシやポケットティッシュ等を配布し、法人会や税のPRを行いました。また、「税を考える週間」の幟をフジグラン阿南（税に関する優秀作品展示場所）に、横幕は事務局窓に設置しPRを行いました。



## ◆租税教室出前授業

9月17日(火)

富岡小学校  
6年生（76名）

講師：青年部会  
井松副部会長



11月14日(木)

由岐こども園（21名）

女性部会員が「ドンタくん」の紙芝居を就学前の園児に行い、自分たちが住んでいる町には税金でつくられたものがたくさんあることを楽しく学んでもらいました。



# 租税教育活動

## ◆ 税金クイズ

楽しみながら税に興味を持つてもらおうと地域のイベントに参加し、税金クイズを行いました。

羽ノ浦納涼祭 (川北支部)

7月31日(水)



Waンダーふれあい感謝デー  
(阿南南部支部)

11月17日(日)



美波町商工祭 (海部支部)

12月1日(日)



# 地域社会貢献活動

## ● 四国巡礼お遍路さんのお接待

管内の四国 88ヶ所札所「平等寺」・「太龍寺」・「薬王寺」に於いて、お遍路さんにお茶・おまんじゅうでお接待をし、ポケットティッシュを渡しました。



10月16日(水) 平等寺 (阿南南部支部)



阿南法人会



10月18日(金) 太龍寺 (丹生谷支部)



阿南法人会



10月29日(火) 薬王寺 (海部支部)



## ● 浜の浦公園清掃ボランティア



10月19日(土)

## ● 使用済み切手の収集・寄贈



10月24日(木)

女性部会員で集めた使用済み切手を谷下部会長が、「徳島ユネスコ協会」の河内会長に手渡しました。

## ● チャリティーゴルフ大会の収益金を寄付

11月7日(木)



9月29日(日)「第21回チャリティーゴルフ大会」の収益金を阿南市社会福祉協議会へ21万円寄付しました。

消費税の期限内納付のために インボイス発行事業者の方必見!

# 計画的な納税資金の積立てを!



## Point

### 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、  
基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です！

## Point

### 計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です！

#### 予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

#### メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に  
均等額を  
予納すると…



詳しくは、  
国税庁ホームページへ

「計画的な納税  
(資金の積立て)を  
検討されている方  
(予納ダイレクト)」へ

計画的な納付で、  
安心！確実！



#### ●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	申告額 (第1種事業)		小売業・農林水産業 (既存店舗の営業に 係る取引)(第2種事業)		新規事業(たとえば新規開拓するものや新規の販路開拓等)		飲食店業など (第3種事業)		旅館・宿泊業、 高級旅館業など (第4種事業)		一般販売業 (第5種事業)		
	みなし仕入額	90%	80%	70%	60%	50%	40%	40%	50%	60%	50%	40%	
売上に対する納稅額の 目標比率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%	11.0%	12.0%	
年間 課税 売上高 万円	月別 売上高 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとしますため、税額発生が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入額に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

## Point

インボイス発行事業者の方へ!

## 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)」の概要へ



### ●計算イメージ

$$\text{売上げの消費税額} - \frac{\text{売上げの消費税額} \times 80\%}{\text{仕入れや経費の消費税額}} = \text{売上税額の2割} = \text{納付する税額}$$

### ●2割特例適用の場合の積立課税額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立課税額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

ご注意：※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3ヶ月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。



インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター  
Tel 0120-205-553  
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な  
納付方法はこちちら!

## 納税はキャッシュレス納付

＼納付書不要で納付できます！／

納付方法	概要
振替納付	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引き落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引き落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納付	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「PayPay」などのスマート決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁  
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



## 納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁  
ホームページへ



PG.11

# 書かない 確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも  
初めてでも 安心♪



スマホで  
サクっと♪

すでに  
約 70% の方が  
e-Taxで  
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら  
金額等を入力するだけで  
**自動計算**で申告書が完成！



作成コーナー

マイナポータル連携  
の詳細はこちラ



マイナポータル連携で  
控除証明書等のデータが  
**自動入力**できる！



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの**5つのメリット**

自宅から  
申告可能



確定申告期間  
24時間利用可能



申告書が  
データで取得可能



添付書類  
提出不要



早期還付  
(3週間程度で還付)



※メンテナンス時間は除きます

※一部の機能を除きます

書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002



# 県税の電子納税をしてみよう！

～eLTAXの利用率が急上昇中です！～



## 1. PCから eLTAX にアクセスしましょう

eLTAXホームページ  
<https://www.eltax.tta.go.jp/>

eLTAX

検索

PCdesk(WEB版)に  
アクセス  
IDとパスワードを入力

フォームに沿って  
必要事項を入力



## 2. 地方税共通納税システムを利用しましょう

### 金融機関窓口等へのお出かけ不要！

オフィスや自宅からPCで申告から納税までワンストップで手続きできます。

### 全国の都道府県や市町村へ一括納付が可能！

複数の自治体を選択可能です。

### ダイレクト納付が可能！

事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付できます。

納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できます。

(国税と地方税のダイレクト納付の利用には、それぞれ利用手続が必要です。)

#### eLTAX全般についてのお問い合わせ

詳しい操作方法についてはこちら

(eLTAXホームページ「動画コーナー」)



手数料  
無料です！



eLTAXヘルプデスク: 0570-081459

(上記でつながらない場合: 03-6745-0720)

徳島県企画総務部税務課 088-621-2075

《税金クイズ》  
答え

第1問 ①ワンルームマンション税

ワンルームマンション税は過除で、正しくは「狭小住戸集合住宅税」という東京都葛飾区で課されている税金になります。ワンルームマンション税といつても住民が支払うものではなく、狭小住戸集合住宅、いわゆるワンルームマンションを建築する際に建築主が支払う税金です。

第2問 ②消費税 7.0%、地方消費税 2.2%

現在の消費税は10%（軽減税率は8%）ですが、消費税はそのすべてが国税として国に納められているわけではありません。10%のうちの2.2%（軽減税率は1.7%）は地方消費税として都道府県の財源となっています。

# 表紙の企業紹介

お大師様の里に抱かれ

元気を取り戻す宿

四国霊場第二十一番札所 太龍寺の麓

いやし亭 心空こくう

いやし亭心空は「心を空（から）」にし、元気を取り戻す宿をコンセプトに、真心のサービスで癒しと憩いを提供していきます。林業のまち・那賀町の悠閒らしく、本のぬくもりを感じる空間づくり、また「食」と「湯」にもこだわりました。地域住民の方の交流拠点としても、ぜひご利用ください。



心と体を整える「リフレダイエット」プランも



## 施設の概要

### 《お部屋》

和室(11室)・和洋室(5室)・特別室(計画)・パリアフリー室(計画)

### 《施設》

大浴場・大広間・ダイニングルーム・リラックスルーム・森の交流スペース(計画)

## 料金の概要

・宿泊料金 素泊まり(お1人) 5500円~  
2食付き(お1人) 9500円~

リフレダイエットプラン  
(2泊3日体験コース、1週間コース 価格未定)

・ランチ(主に木・土・日曜営業) 1000円~

・日帰り入浴(700円、阿南市・那賀町の住民600円)

・大広間貸し出し(1時間5000円~)

※ランチ、日帰り入浴、団体食事、貸室はお問い合わせください



アクセス 太龍寺ロープウェイ駅(徳島県那賀郡那賀町和食郷字田野50-1)

TEL 0884-63-0320 / FAX 0884-63-0321

H P shirakuco.jp / メールアドレス koku@shirakuco.com

オーナー 喜多條 高資(株式会社志楽カンパニー代表取締役)

法人会会員の皆様へ

## 法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和5年12月末現在、登録数13,179名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、

今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連WEBサイトで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立てています。

登録がまだお済でない方は、この機会にぜひご登録ください！



### QRコードでの登録方法

- 1 QRコードにアクセス後  
メールアドレスを送信



- 2 返信メールから  
情報を入力

登録メールアドレス宛にメールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

- 3 登録完了！

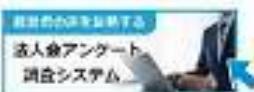
登録完了メールが届けば登録完了です。  
2~3か月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はご回答をお願いします。

### パソコンでの登録方法

- 1 全国法人会総連合の  
ホームページにアクセス

全国法人会

- 2 トップページの右側、  
アンケート調査システムのバナーをクリック



- 3 「各種手続き」から  
メニューを選択

新規登録

#### ▲ 注意事項

- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。
- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 既に登録済みのアドレスは新規登録出来ません。

販売形態と専門のハイブリッド

## ツミタス+ 見通しのきかない未来に、堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は  
保険料払込額を下回りますのでご注意ください。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、  
介護保険にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険の支払対象外です。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

Aflac アフラック

徳島支社 〒770-0904 徳島県徳島市相羽町2-10-1 徳島商山第一生田ビルディング  
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は初回の専業代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

検索



AFAJPR-2024-0319-2411011 7/11/2024

# 色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書【契約概要】」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保険制度

**企業保障プラン + 一時金型  
総合型V + Mタイプ**

Premium

(大同生命の無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとあります。

**総合型V：**

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または  
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

**Mタイプ：**

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

 大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業所/  
徳島県徳島市八百庭町3丁目26番地  
TEL 088-622-4530

 AIG損害保険株式会社

徳島支店  
徳島県徳島市中洲町1丁目42-1 AIG徳島ビル  
TEL 088-625-7115

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-001 (2023年5月1日) 23-073014 2023-05